



菊水・三加和 新町建設計画

ゆ め
希望あふれ、
人と地域が輝くまち

菊水・三加和合併協議会
平成27年12月変更 和水町
令和3年3月変更 和水町



菊水・三加和 新町建設計画

目次 CONTENTS

第1章	序 論	
	1. 合併の必要性	・・・1
	2. 計画策定の方針	・・・2
第2章	新町の概要	
	1. 位置と地勢	・・・3
	2. 人口と世帯	・・・4
	3. 就業人口	・・・4
第3章	新町建設の基本方針	
	1. 基本理念と将来像	・・・5
	2. 土地利用方針	・・・7
	3. 主要指標の見通し	・・・8
第4章	基本施策	
	1. 施策の体系	・・・10
	2. 基本目標	・・・11
	3. 施策の方向	・・・12
	4. 重点施策	・・・25
第5章	新町における熊本県事業の推進	・・・27
第6章	公共施設の適正配置と整備	・・・29
第7章	財政計画	・・・30



1. 合併の必要性

1 日常生活圏の拡大に対応するために

通勤などの住民の日常生活圏は、交通手段の発達により市町村の境界を越えて広域に及んでおり、住民が住んでいる市町村とサービスを受ける市町村が異なる場合が多くなってきています。

したがって、まちづくりにあたっても従来の市町村単位ではなく、日常生活圏に着目した視点に立つことが求められています。

合併によって、広域的な視点に立ち、公共施設の配置、道路網の整備、産業の振興などを計画的に進め効率・効果的な行政サービスを提供することが必要です。

2 住民ニーズの多様化に対応するために

市町村が提供する行政サービスの量・質とも社会の変化や住民のニーズの高度・多様化に対応するため増加・高度化してきました。

今後も市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地方分権社会の担い手として、少子高齢化、情報化あるいはゴミ問題などの身近な生活環境問題への積極的な取り組みが求められています。

合併によって、従来の市町村の枠を越えて広域的に住民ニーズを束ねながら、効率的なサービスを提供することが必要です。

3 少子高齢化に対応するために

少子化の進行に歯止めをかけるためには、安心して子どもを産み育てるための環境づくりが必要です。また、高齢化の進行に対応するためには、老後の生活や健康に対する不安を減らして、生き生きとした生活を送れるような環境づくりが求められます。

合併によって、専門性の高い職員を配置することにより育児支援、健診の充実、保健指導などに的確に対応できる行政体制を整備することが必要です。

4 地方分権と厳しい財政状況に対応するために

地方分権や国・地方を通じる厳しい財政状況等自治体を取り巻く環境は、大きく変化しており、その対応には、住民自治の強化及び行政基盤の強化と効率化を図ることが急務となっています。

また、現在国・地方ともに財政再建の取り組みが行われており、菊水町、三加和町の2町（以下「2町」という。）の歳入の大半を占める地方交付税が中長期的には削減される傾向にある中、今後の行財政運営はますます厳しさをますますが予想されます。

合併によって、人員の削減や組織の再編を行うことで行政組織の合理化を図り、限られた財源で効果的な行政施策を展開すると同時に、住民と行政の協働によるまちづくりを進めることが必要です。

2. 計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、2町の合併後の新町建設を推進していくための基本方針を示すもので、2町の速やかな一体化を促進し、新町のまちづくりを推進するための計画です。

また、現在2町が策定している振興計画等を尊重しながら、ハード面だけではなくソフト面にも配慮した総合的な新町の事業と財政の計画を策定します。

また、この計画は、合併後に策定される新町の総合計画（基本構想）に反映されることとなります。

2 計画の構成

本計画は、新町の基本方針、その方針を実現するための基本施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画で構成しています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成18年度から令和7年度までの20年間とします。

4 特に配慮すること

ア. 地域の特性を生かしつつ、均衡ある発展に資するよう配慮して策定します。

イ. 財政計画については、合併後15年度間の地方交付税の特例措置が終了しても、健全な財政運営が確保できることを基本として策定します。

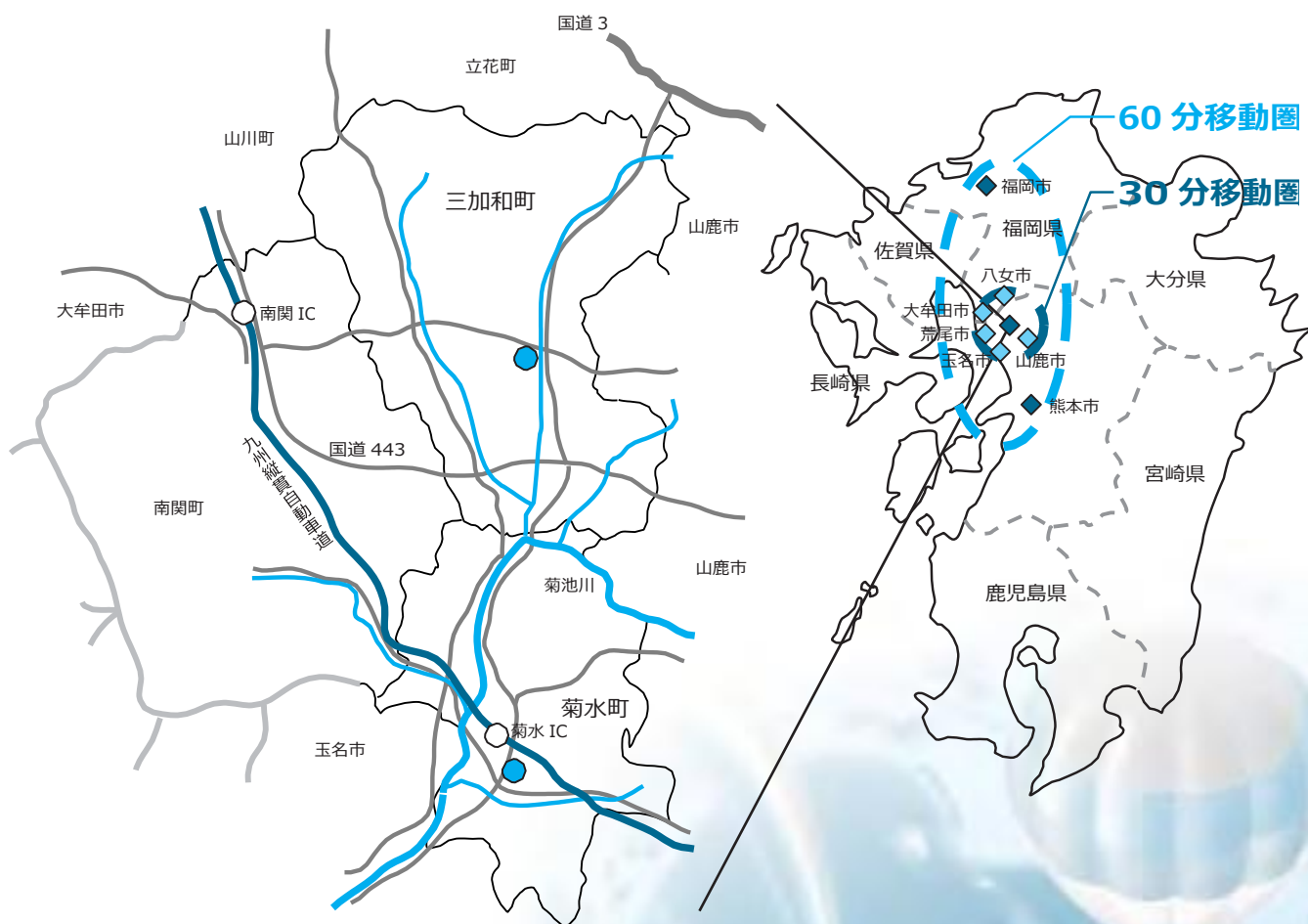


1. 位置と地勢

新町は、熊本県北西部、福岡県との県境に位置し、南北約 19Km、東西約 9 Km、面積は約 98km²となります。

新町は、九州の中央部にあり、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有し、福岡都市圏まで 60 分という交通の便に恵まれ、周辺には中小都市が存在し、都市へのアクセス条件のよい地域です。また、菊池川と緑の山々などの豊かな自然と江田船山古墳、田中城跡や豊前街道を代表とする数多くの歴史的資源に恵まれています。

更に、産業面では、米をはじめ、野菜や果実、鶏卵、生乳等の農畜産物の生産が盛んであり、また、電器、精密機械などの企業を誘致して、農工併進による発展を遂げてきました。



2. 人口と世帯

年齢 3 区分別人口の推移

(単位：人)

	階 層	1980 年 S55	1990 年 H2	2000 年 H12	2000 年 1980 年
菊水町	0-14 歳	1,378	1,282	925	67%
	15-64 歳	4,642	4,389	3,801	82%
	65 歳以上	1,300	1,660	2,017	155%
	合 計	7,320	7,331	6,743	92%
三加和町	0-14 歳	1,205	1,087	828	69%
	15-64 歳	4,265	3,762	2,990	70%
	65 歳以上	1,182	1,304	1,829	155%
	合 計	6,652	6,153	5,647	85%
合 計	0-14 歳	2,583	2,369	1,753	68%
	15-64 歳	8,907	8,151	6,791	76%
	65 歳以上	2,482	2,964	3,846	155%
	総 計	13,972	13,484	12,390	89%

資料：国勢調査報告

世帯数

(単位：世帯)

(実数値)	S55	H2	H12
菊水町	1,916	1,990	1,999
三加和町	1,760	1,702	1,681
計	3,676	3,692	3,680

資料：国勢調査報告

新町では、昭和 40 年代から続く過疎化は、未だに進行しており、近年では少子高齢化が急速にすすんでいます。

このため、公営住宅の建設や分譲住宅地の造成、乳幼児医療費の助成拡大などによる定住対策を講じてきました。

世帯数は、人口の減少にもかかわらず、一定程度の数で推移しています。これは、核家族化などによるものと思われます。1 世帯当たりの構成員数は、昭和 55 年の 3.8 人から平成 12 年は 3.3 人へと減少しており、今後もその傾向が続くことが予想されます。

3. 就業人口

産業別就業者数の推移

(単位：人)

分 類		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
第 1 次産業	農業	2,051	1,756	1,459
	林業	17	15	5
	漁業	0	0	0
		2,068	1,771	1,464
第 2 次産業	鉱業	38	38	34
	建設業	694	740	655
	製造業	1,658	1,428	1,238
		2,390	2,206	1,927
第 3 次産業	電機・ガス・熱供給・水道業	8	9	7
	卸売・小売業・飲食業	709	672	802
	金融・保険業	62	53	48
	不動産業	3	3	3
	運輸・通信業	212	218	217
	サービス業	1,110	1,225	1,267
	公務	224	209	239
		2,328	2,389	2,583
	分類不能の産業	6	7	1
合 計		6,792	6,373	5,975

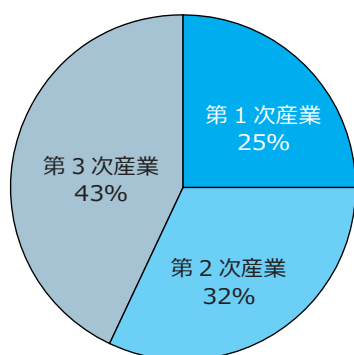
資料：国勢調査報告

新町の産業構造をみると、農業を中心とした第 1 次産業については、年々就業者が減少しています。

第 2 次産業についても、企業の海外進出などの影響もあり、第 1 次産業と同様に就業者の減少傾向にあります。

第 3 次産業については、サービス業や卸売・小売業を中心に就業者数が増加しており、就業者数全体の中での割合が高まっています。

平成 12 年 産業別就業者数割合



新町建設の基本方針

1. 基本理念と将来像

菊水・三加和の2町がひとつになる新町の建設計画策定にあたって、基本理念と将来像を定め、その実現に向けたまちづくりを進めていきます。

新町の基本理念

緑と清流に恵まれた菊水・三加和の2町がひとつになる新町は、豊かな自然と先人達が築いてきた歴史を舞台に、多彩な光を放ち、夢と希望が広がるまちを目指します。

新町の将来像

ゆめ
『希望あふれ、
人と地域が輝くまち』

心豊かな人が育つまち
郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織が育つまち

共生と優しさのまち
自然と共生し、歴史や文化が継承され、人と環境に優しいまち

活力ある交流のまち
個性と魅力を発信して、人・物・情報の交流が活発に行われ、飛躍するまち

なお、第2次和水町まちづくり総合計画（平成31年3月策定）では、菊水・三加和新町建設計画における将来像の要素を取り込んだ将来像を定め、本町全体のまちづくりを進めています。

第2次和水町まちづくり総合計画における将来像

『笑顔輝き 魅力あふれる和水町』

新町では、将来像である「^{ゆめ}希望あふれ、人と地域が輝くまち」の実現に向けた、次の3つのテーマを掲げて様々な施策の展開を図ります。

3つのテーマ

心豊かな人が育つまち	郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織が育つまち
共生と優しさのまち	自然と共生し、歴史や文化が継承され、人と環境に優しいまち
活力と交流のある町	個性と魅力を発信して、人・物・情報の交流が活発に行われ、飛躍するまち

●郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織が育つまち

新町は、青少年の健全育成に努め、地域で子どもを育てる体制づくりを進めます。また、町民が教養豊かで文化の薫り高いまちを目指します。

さらに、郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織・団体の育成を図り、住民が主体となった自治の体制強化を目指します。

●自然と共生し、歴史や文化が継承され、人と環境に優しいまち

新町は、緑の山々と菊池川など豊かな自然に恵まれ、地域の歴史や文化が育まれてきました。これらを町民一人一人が共有し、後世にしっかりと伝えとともに、自然と共生する優しい社会の実現を目指します。

さらに、安心して安全な生活環境の向上に努め、少子高齢化に対応した人に優しく住み良いまちを目指します。

●個性と魅力を発信して、人・物・情報の交流が活発に行われ、飛躍するまち

新町は、九州の中央に位置する地理的条件と重要な交通結節点である九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを活かして、これまで培われてきた産業を更に発展させます。

また、地域の持つ個性と魅力を発信し、人・物・情報の地域外との交流を活発化させ、地域の存在感を高め、活力ある創造的なまちを目指します。



2. 土地利用方針

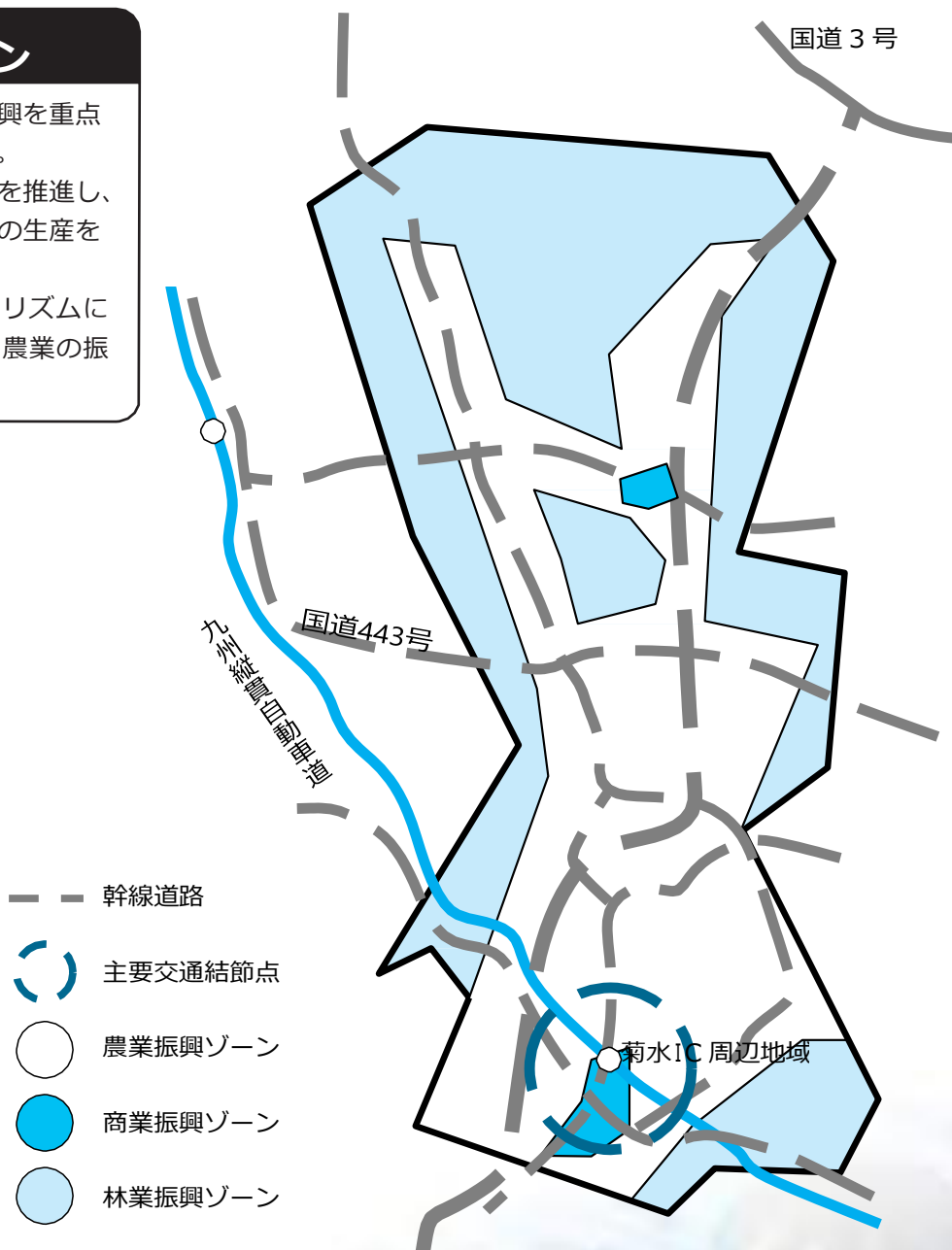
新町建設の土地利用にあたっては、「豊かな自然と先人達が築いてきた歴史を舞台に、多彩な光を放ち、夢と希望が広がるまち」の基本理念のもと、大きく以下のような3つのゾーンに分けて、それぞれ計画的な施策の展開を図ります。

農業振興ゾーン

基幹産業の農業の振興を重点的に進めるゾーンです。

環境にやさしい農業を推進し、安全で安心な農畜産物の生産を進めます。

また、グリーンツーリズムによる体験交流を展開し農業の振興を図ります。



商業振興ゾーン

商業・サービス業等の振興を重点的に進めるゾーンです。

商工会を中心として、地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりや近隣の観光協会等と連携してイベント等を開催し観光客の増大を図り、商業等の振興を図ります。

林業振興ゾーン

森林の持つ水源涵養や様々な機能を活かしながら林業の振興を重点的に進めるゾーンです。

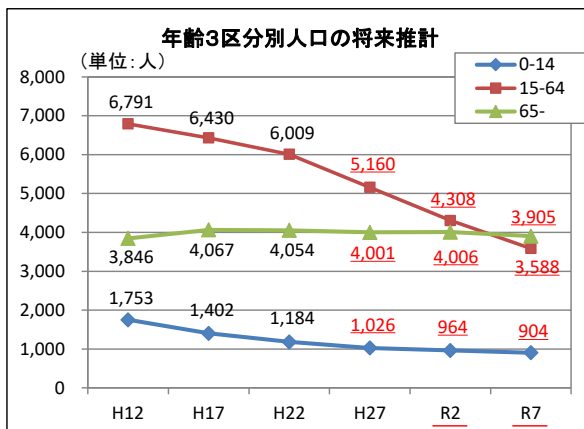
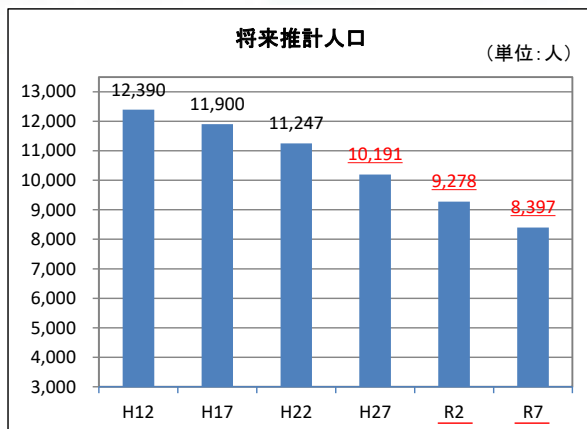
良質な木材生産のための間伐や植林、路網の整備を進めます。

3. 主要指標の見通し

1 人口

平成 12 年国勢調査によると新町の人口は、12,390 人で、今後の推計では令和 7 年の総人口は、8,397 人にまで減少することが予想されています。

この人口減少傾向の大きな要因は、地域の活力のもとである働く世代（生産年齢人口層）と子ども達（年少人口層）の減少とによるものです。これにより高齢化の傾向はさらに進み、総人口に占める高齢者の割合は平成 12 年の 31.0%から令和 7 年には 46.5%にまで増加するものと推計されています。



※推計方法：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」による。

世帯数については、平成 2 年国勢調査では 3,692 世帯で 1 世帯当たりの構成員数 3.7 人であったものが、平成 12 年には 3,680 世帯で 1 世帯当たりの構成員数は 3.3 人となっており、少子高齢化や核家族化などの進行により、今後も世帯の構成員数は減少すると予想されます。

将来人口推計では、国勢調査毎に約 5 % ずつ減少することが予測されていますが、活力と賑わいのある新町のまちづくり施策の実施により、令和 7 年の目標人口を 8,500 人とします。

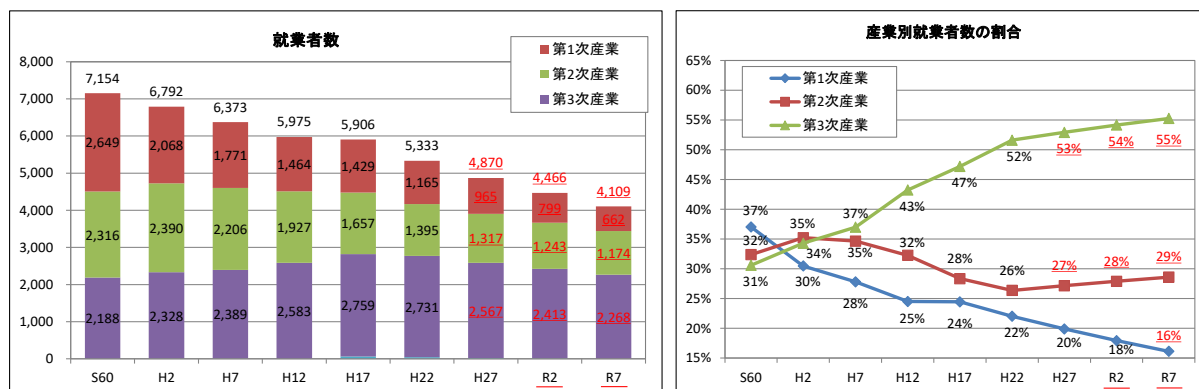
年齢 3 区分別人口については、少子化対策や働く場の創出などの施策により、少子化現象の緩和と若年層の町外流出抑制に努めて、年少人口数 (0-14 歳) を 900 人、生産年齢人口数 (15-64 歳) を 3,650 人、高齢者人口 (65 歳以上) 3,950 人を令和 7 年の目標とします。

目標とする「人口・世帯数」 (人・世帯)

総人口	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上	世帯数
<u>8,500</u>	900	<u>3,650</u>	<u>3,950</u>	<u>3,300</u>



2 就業人口



※資料：国勢調査報告書（単位：人・%）

就業人口は、過疎化や少子高齢化の進行、景気の低迷などにより減少しています。

第1次産業及び第2次産業の就業者数は、今後も減少するものと予想されますが、第3次産業の就業者については増加傾向にあります。

就業人口の減少は、地域経済への影響が大きいことから、今後も若年層に対する働く場を確保すると同時に、高齢者や女性の雇用対策、起業支援などの検討を進める必要があります。

特に、地域の自然環境保全や適正な土地利用の面からも、農業を中心とする第1次産業の振興は大切です。今後は、担い手の確保と併せて、各産業の連携による総合的な産業へと発展させる必要があります。

就業者数の推計

（単位：人）

	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7 計画値
総就業者数	6,373	5,975	5,906	5,333	4,870	4,466	4,109
第1次産業	1,771	1,464	1,429	1,165	965	799	662
第2次産業	2,206	1,927	1,657	1,395	1,317	1,243	1,174
第3次産業	2,389	2,583	2,759	2,731	2,567	2,413	2,268
分類不能	7	1	61	42	21	11	5

〈推計方法〉

推計された就業者数は、平成22年から平成27年における変化の割合を将来にわたり一定と仮定して推計した。

3 交流人口

近年の観光動向は、従来の団体旅行から、個人や小グループによる体験型観光へと移行しています。特に、都市住民の癒しの場としての農村が注目されています。

現在、新町には、金栗四三翁生家をはじめ温泉施設、物産販売施設などの観光施設があり、年間63万人の交流人口があります。

新町においては、これら既存施設の活用と併せて、グリーンツーリズムや地域の歴史文化などの特長を生かした「体験学習型」のメニュー開発、町内宿泊施設等との連携を図りながら、都市住民との交流人口の増加を図り、令和7年の目標交流人口を66万人とします。

交流人口の目標

（人）

合 計	日帰り数	宿泊数
660,000	655,000	5,000

基本施策

1. 施策の体系

新町の将来像である「^{ゆめ}希望あふれ、人と地域が輝くまち」を実現するために、3つのテーマのもとに6つの基本目標において基本施策の方向を定め、具体的な施策を展開していきます。

将来像

3つのテーマ

基本目標

主要施策

^{ゆめ}
希望あふれ、
人と地域が輝くまち

- 活力ある交流のまち
Ⅱ個性と魅力を発信して、人・物・情報の交流が活発に行われ、飛躍するまち
- 共生と優しさのまち
Ⅱ自然と共生し、歴史や文化が継承され、人と環境に優しいまち
- 心豊かな人が育つまち
Ⅱ郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織が育つまち

分権社会に対応する
自立したまち

- 自立したコミュニティづくり
- 住民主体のまちづくり
- 人権啓発・男女共同参画の推進
- 行財政運営の効率化

明日を拓く
人材が育つまち

- 郷土を担う人材の育成
- 教養豊かな人材の育成
- 助け合いの心を持った人材の育成

自然と共生する
環境に優しいまち

- 自然環境の保全
- 上・下水道施設等の整備
- ゴミ処理と再資源化の推進と環境保全意識の啓発
- 治山治水事業の推進

すべての人が安心
して暮らせるまち

- ユニバーサルデザインの推進
- 保健・福祉・医療の充実

安全で快適に
暮らせるまち

- 道路交通体系の整備
- 情報通信基盤の整備
- 公共交通の充実
- 魅力ある住環境の整備
- 消防・防災・救急施策の推進
- 防犯対策の推進
- 交通安全対策の推進

活力と賑わいの
あるまち

- 農林業の振興
- 製造業・工業の振興
- 商業の振興
- 観光の振興

2. 基本目標

次の6つの基本目標を定め、具体的な施策の展開を図ります。

1 分権社会に対応する自立したまち

新町では、地方分権一括法の施行や地方自治法の改正、三位一体の改革など、地方自治体を取り巻く環境の大きな変化に対応し、町民主役のまちづくりをさらに推進するための自治の体制を整備します。

そのために、情報公開や住民参画などにより行政を身近で信頼できるものとなるように努めるとともに、住民自治を基本的な行政の根幹として、住民による自主的・主体的な地域運営の確立と行政との協働による自立したまちを目指します。

2 明日を拓く人材が育つまち

新町では、次代のふるさとを担う子ども達の教育の充実に努めます。特に、「生きる力」を身につけさせる「確かな学力」などを向上させ、国際感覚を持った人材育成を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって守り育てる活動を推進し、郷土を担う人材の育成に努めます。

また、町民がいつでもどこでも生涯にわたり学ぶことができるよう生涯学習施策の充実に努め、教養豊かな人材の育成を進めます。更に、地域の歴史文化遺産の保存や継承を通じて、地域に対する愛着を高めるとともに、新たな文化の創造に努めます。

このような様々な学習機会を創出し、一人一人が輝き地域に貢献し明日を拓く人材の育成に努めます。

* 生きる力＝確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など

* 確かな学力＝基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけ、自ら学び自ら考える力

3 自然と共生する環境に優しいまち

新町は、緑豊かな山々、清らかな川の流れが町民共有の財産であることから、これを後世に残すことは町民の責務であるという認識のもとに、自然環境の保全に努めます。

また、自然災害から住民生活を守る治山治水事業の推進や下水施設の整備、ゴミ処理と再資源化の推進などに努めながら、自然と共生する優しいまちを目指します。

4 すべての人が安心して暮らせるまち

新町ではユニバーサルデザインの視点・考え方を取り入れて、すべての町民が健康で安心して暮らせるまちを目指します。

特に、少子高齢化が著しい新町においては、緊急時における救急体制の整備や、町民の年代に応じた保健や福祉、医療などの充実に努めるとともに、地域住民相互の助け合い精神と絆を強め、地域で支え合う環境づくりを進めます。

* ユニバーサルデザイン＝すべての人が暮らしやすくするという考え方

5 安全で快適に暮らせるまち

新町では、住民が安全で円滑な移動ができるよう道路及び公共交通機関などの整備を進めるとともに、近年の情報技術の発達に対応して、情報網の整備を進めます。また、恵まれた自然環境の中で快適な生活が営めるよう住環境の整備を進め、その魅力を発信して定住促進を図ります。

更に、住民の生命・財産を守る消防や防災、救急体制の整備充実と町民の防災意識の啓発を図るとともに、多様化・多発化する犯罪に対応するために防犯環境の整備等防犯対策の推進と町民の防犯意識の高揚を図り、安全で快適なまちづくりを進めます。

6 活力と賑わいのあるまち

新町では、既存の農林業や商工業などの支援をさらに充実させ、地域の活性化を図っていきます。

また、地域に貢献する企業の育成を図るとともに、新町の自然や交通アクセス条件など様々な利点を活かして、新たな企業の誘致を図り、雇用の確保に努めます。

3. 施策の方向

1 分権社会に対応する自立したまち

ア. 自立したコミュニティづくり

新町には 66 の行政区があり、基礎的な行政組織及びコミュニティとしての機能を果たしています。しかし、少子高齢化の進行によってその機能低下が懸念されていることから、コミュニティの再編による住民自治組織の設置が急がれます。

地域の実情を十分に把握できる範囲で自立した地域を構築するために、地域での話し合い活動を展開しながら、地域の自治活動や特色を生かした地域づくりを推進するために住民自治組織の設置を推進します。

イ. 住民主体のまちづくり

住民が主役となり、地域が主体となったまちづくりを推進するためには、情報の共有化が前提となります。新町は、「情報なくして参加なし」、「評価なくして改善なし」を基本として、情報の公開と共有するための仕組みづくりを進めます。

生活者の視点で住民主体のまちづくりを進めていくために、住民と行政の役割を明確にするとともに、住民と行政が一体となった施策の展開を図ります。

ウ. 人権啓発・男女共同参画の推進

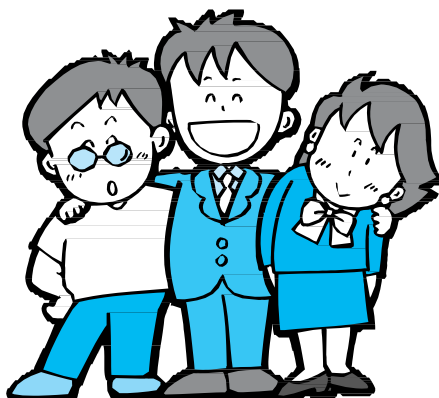
新町では、人が人として生きていくための基本的人権を尊重する社会を実現するために、学校教育や社会教育などでの教育施策とともに、あらゆる機会を通じて人権意識の高揚と人権啓発への取り組みを推進します。また、男女がともに個人として自立し尊重されるよう家庭・職場・地域で男女共同参画の意識高揚と啓発を推進して、すべての人が平等で尊重される明るい社会づくりを進めます。

エ. 行財政運営の効率化

国においては、三位一体改革が議論されており、地方にとって財源の確保は大きな課題です。住民の多様なニーズに応え、独自のまちづくりを進めていくために、県（国）からの権限移譲と合わせた必要な財源の移譲を進めるとともに、新たな財源の確保が必要です。

また、行政能力を高めるためには、行政自らの意識改革とともに自ら決定できる権限、自己で調達できる財源、専門的・政策的業務を行える人材の確保が必要です。

新町では、計画（Plan）・実行（Do）・評価（See/Check）・改善策の実行（Action）からなる経営手法を機能させ、行政に対する評価制度の導入を図るとともに職員研修などの人材育成に努めます。これらの取り組みを進め行政の役割を見直し、負担とサービスの適正化を図り、過度な投資を控え経費の節減に努めます。



◆「分権社会に対応する自立したまち」の主要施策

主要施策	主要事業
自立したコミュニティづくり	住民自治組織の設置推進 住民自治組織への支援 職員地域担当制度の充実
住民主体のまちづくり	住民参画機会の拡充 (各種委員会への公募枠設定、各種計画等に対する意見募集など) 地域座談会の開催
人権啓発・男女共同参画の推進	人権教育事業 人権啓発活動 男女共同参画の推進のための庁内外の推進体制の整備
行財政運営の効率化	行政評価システムの導入 職員研修の充実と人員削減 組織・機構の再編



2 明日を拓く人材が育つまち

ア. 郷土を担う人材の育成

未来の新町を担う子ども達の豊かな情操や想像力を育むために、就学前教育と義務教育の充実及び青少年教育の充実を図るとともに、教職員の資質向上と教育施設や教育環境の整備を進めます。

特に、学校教育においては「生きる力を身につける教育」、「豊かな人間性を育む教育」、「地域社会に学ぶ教育」に努めるとともに、地域との連携を進めながら「開かれた学校づくり」を推進します。

また、障害を持つ子どもの教育内容充実と社会参加と自立の支援に努めます。

さらに、当地域ならではの歴史や文化を教材にしたり、国際感覚を養う国際理解教育の充実や地域人材の活用など「特色ある学校づくり」を進めます。

ア 生きる力を身につける教育

一人一人の子どもが社会生活の基本的な規範や確かな学力を確実に身につけ、「生きる力」としての自ら学び、自ら考え判断する力を身につける教育を強化します。

イ 豊かな人間性を育む教育

一人一人の子どもが道徳的実践力と人権尊重の精神を身につけるとともに、豊かな自然を活用した自然体験を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進します。

ウ 地域社会に学ぶ教育

一人一人の子ども達を学校施設での学習活動とともに、地域社会に学ぶ教育の場や機会づくりを推進します。職場体験やボランティア活動などの社会体験学習、地域の祭りや伝統行事への参加など地域交流活動や歴史文化を学ぶ機会、地域の人材活用による実社会を学ぶ活動などを推進します。

エ 開かれた学校づくりの推進

学校間交流を推進するとともに、学校は地域のシンボリックな存在であることから、一層地域に開き、学校と地域の交流を促進し、地域に根ざした学校づくりを推進します。

イ. 教養豊かな人材の育成

ア 生涯学習・生涯スポーツの推進

人は向上心にあふれ、生涯にわたり知識や技能の修得欲求があると言われています。社会情勢や住民の学習ニーズを的確に捉え、学習機会の提供が必要です。

新町においては、町民が教養豊かで文化の薫り高い生活やスポーツに親しむ環境の充実、家庭教育、青少年教育などの各年代層に対応した学習機会の提供に努めます。また、町民の自主的な学習や文化、スポーツ活動に対する支援を図ります。

イ 歴史文化の保存と活用

新町は、古代から近世に至る数多くの歴史遺産と地域文化が育まれてきました。特に、江田船山古墳、田中城跡、豊前街道腹切坂は国指定史跡として重要な歴史遺産です。その他にも有形無形の文化遺産が数多く点在しています。

今を生きる私たちの責務として、これらの遺産や文化財、地域文化などを後世に継承していきます。

ウ 国際交流の推進

姉妹都市の大韓民国公州市とは既に25年の交流の歴史があり、この交流を一層活発化させ、より親密な関係の構築と経済交流を推進します。また、国際感覚の醸成と外国文化や外国人とのコミュニケーション能力を高めるために、国際理解教育や外国語指導助手の招致、海外ホームステイ、海外研修などの充実を図ります。

ウ. 助け合いの心を持った人材の育成

人は誰でも、家族や地域など周囲の人々と互いに支え合いながら、日々の生活を送っています。このように援助を必要とする人と周囲の人々に援助できる人がいます。このようなことからボランティア団体等の育成や各種団体の社会貢献事業の支援に努めます。

そして、町民一人一人が「助けあい・励ましあい・志し高く」の心を持ち、互いに支え合う心豊かなまちづくりを進めます。

◆「明日を拓く人材が育つまち」の主要施策

主要施策	主要事業
郷土を担う人材の育成	保育・教育施設の整備・充実(除却を含む) 特色ある学校づくりの推進 地域の人材活用と郷土学習の推進 外国語指導助手の招致、人権教育の推進
教養豊かな人材の育成	生涯学習・スポーツ施設の整備、学習・スポーツ団体の育成 人権同和教育の推進、青少年の地域活動への参加促進 家庭・地域教育力の向上施策の推進 史跡・文化財の保全・整備、芸術文化活動の支援 海外姉妹都市との交流充実
助け合いの心を持った人材の育成	ボランティア団体の育成 各種団体の社会貢献活動への支援 住民自治組織の活動支援



3 自然と共生する環境に優しいまち

ア. 自然環境の保全

豊かな自然を町民のかけがえのない財産として、後世に残していくために、住民と行政が協力して自然環境の保全に努めます。また、里山などを対象とした地域外との交流事業を展開し、自然に親しむ場としての環境整備を推進します。

川は住民生活に身近な自然のひとつであり、生活に欠かせない存在です。より身近で親しむことのできる護岸の整備、花と緑の美しい川づくりなど河川環境の整備を進めます。

これらすべての事業を進めるうえでは、環境への影響を可能な限り回避又は低減し、自然との共生を図っていきます。

イ. 上・下水道施設等の整備

生活用水はほとんどを地下水に依存していることから、安全で良質な水の安定供給のために、水源の確保と保全に努めるとともに簡易水道施設の整備を進めます。

生活環境と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に向けて、特定環境保全公共下水道、浄化槽の設置など地域の実情に応じた整備を進めます。

ウ. ゴミ処理と再資源化の推進と環境保全意識の啓発

生活・産業の両面から排出される廃棄物は、質・量において一層深刻さを増しています。ゴミ発生の抑制とリサイクルを推進し、廃棄物を適正に処理するという3つの活動を推進して、環境に優しい循環型社会の構築を目指します。

ゴミの減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化意識の啓発などの活動を進め、資源ゴミのリサイクルを進めます。

これらの活動の推進は、住民一人ひとりの意識と活動によって支えられるものです。住民全体の取り組みとして発展できるように、環境学習の機会を増やすなど住民や企業等に対して環境問題の啓発活動を推進します。

エ. 治山治水事業の推進

自然災害から住民生活を守る基本である治山治水事業をはじめ植林や路網整備などにより、森林の保全を図るとともに、地下水涵養やあらゆる生物の生息の場といった森林がもつ機能の育成・管理にも努めていきます。また、河川改修・維持管理を図り、河川の氾濫による災害防止に努めるとともに、土砂災害危険箇所や山地崩壊危険地域の災害防止事業についても推進します。



◆「自然と共生する環境に優しいまち」の主要施策

主要施策	主要事業
自然環境の保全	自然環境の保全の推進及び啓発 玉名森林組合との連携 地下水保全対策の推進
上・下水道施設等の整備	簡易水道の整備 下水施設の設置促進 浄化槽の整備促進
ゴミ処理と再資源化の推進と環境保全意識の啓発	ゴミ分別の徹底 リサイクルの推進 生ゴミとし尿汚泥の堆肥化の推進 野焼きと不法投棄の監視強化 環境学習の推進及び環境保全啓発の推進 環境美化活動の推進 地球温暖化防止対策の推進
治山治水事業の推進	治山事業及び治水事業の推進 環境に配慮した河川改修と緑化の推進 植林事業の推進及び災害防止事業の推進



4 すべての人が安心して暮らせるまち

ア．ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、国籍(言語)や障害の有無等に関係なく最初からだれもが利用しやすい「まち」や「もの(製品)」「情報・サービス」などをつくっていくことを意味しています。今後も、過疎化、少子高齢化が進む新町にとっては、ユニバーサルデザインは欠くことのできない考え方です。

すべての人に優しいまちづくりの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方を多くの町民が理解し、主体的に実践するための普及啓発活動や支援事業を実施し、公共施設や交通機関、案内板などにユニバーサルデザイン導入を図っていきます。

ア ユニバーサルデザイン普及啓発活動の充実

ユニバーサルデザインの考え方を理解するための学習会を開催し、行政や民間企業、各種団体等への普及啓発活動を行い、様々な分野へのユニバーサルデザイン導入を推進します。

イ ユニバーサルデザイン推進体制の整備

新町の様々な分野の施策の中にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくための推進体制を整備していきます。

ウ ユニバーサルデザイン導入支援事業

町民が主体となって具体的にユニバーサルデザインの考え方を取り入れた取組みの実践に向け、情報提供等の支援をしていきます。

イ．保健・福祉・医療の充実

ア 保健機能の充実

健康の保持増進のため、自己管理意識の啓発や保健指導に努めるとともに、疾病の早期発見のための各種検診の受診率向上と検診後の事後指導の徹底を図っていきます。また、医療機関との連携を図りながら適切な治療に結びつくよう支援していきます。特に、妊婦や乳幼児の健康診査や子育て相談体制など母子保健活動については推進していきます。

さらに、各世代に応じた「こころ」の健康づくりのための正しい知識の普及に努め、誰もが「こころ」の健康や病気について気軽に相談できる体制の充実を図ります。

イ 社会福祉の充実

①子育て支援体制の充実

次世代を担う子どもたちが健やかに成長するよう、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりが必要です。このため乳幼児期から学童期に至る各年代に応じた子育て相談・指導事業、多子世帯支援、幼児保育、学童保育などの子育て支援体制の整備に努めます。また、子育て中の親同士の交流や子育て経験者による支援の仕組みの構築を図ります。

さらに、多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や身近な遊び場として公共施設内への児童コーナーの設置や学校開放などを図るとともに、子どもの健診や医療費支援の充実を図ります。

②介護支援体制の充実

介護を必要とする高齢者が適切な介護サービスを利用できるように、介護保険制度に関する情報提供を行うとともに、自立に向けた支援サービスや家族介護教室などの住宅支援の充実に努めます。

また、介護保険施設である「きくすい荘」は開設後、48年が経過しており、利用者の安全・安心な環境を整備していく必要があります。

③障害のある人の自立支援体制の充実

障害のある人が地域で自立できる環境づくりと社会参加の支援活動を推進します。

また、乳幼児健康診査の充実を図り、障害の早期発見、早期治療に向け医療機関との連携を進めます。

④高齢化対策

地域発展の礎を築いた高齢者は、様々な知恵や技を持っています。その知恵や技を後世に伝える活動を通じた生きがい活動の展開や年金以外の収入活動のための支援体制の整備を進めます。

また、高齢者が生き生きとした生活ができるよう体力アップの観点から温泉施設を利用した水中運動の普及に取り組むとともに、とじこもりや認知症予防のための趣味の講座を開催し、高齢者が交流できる場の提供を図っていきます。

⑤地域で支え合う体制の充実

保健・福祉・医療の連携を推進し、地域で支え合う連携体制の充実を図ります。

地域による見守り体制の組織化をはじめ、社会福祉協議会の機能充実やボランティア組織、福祉 NPO の育成などにより、各種サービスの提供活動などの支援を図ります。

また、地区公民館などを活用した地域福祉活動の場づくりや学校教育との連携による福祉施設入所者や地域の高齢者との交流を進め、生きがいを持って地域社会で生活でき、地域で支え合う体制の整備に努めます。

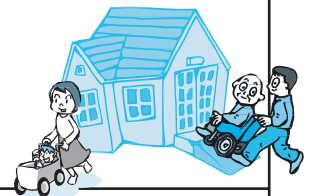
ウ 医療の充実

各種疾病に応じた医療体制の充実を図るため、保健事業の充実と連携を図りながら町立病院の機能充実に努めるとともに他の医療機関との連携を強化します。また、「かかりつけ医」の普及推進を図りながら、住民と行政双方の医療費負担の軽減に努めます。

緊急の場合でも、適切な医療を受けられるように救急医療体制と救急患者の搬送体制の充実を図ります。

◆「すべての人が安心して暮らせるまち」の主要施策

主要施策	主要事業
ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザイン普及啓発事業 ユニバーサルデザイン推進体制の整備 ユニバーサルデザイン支援事業 公共施設等へのユニバーサルデザインの導入
保健・福祉・医療の充実	健康に関する自己管理意識の啓発 健診内容の充実と受診率の向上 保健センター機能の充実 地域で支え合う福祉体制の構築 町立病院の機能充実と他の医療機関との連携強化 九州看護福祉大学や看護系学校との連携強化 医療費支援と多子世帯支援の充実 子育て相談・指導事業、幼児保育内容の充実 子育て支援グループの育成と支援 地域での学童保育体制の構築 介護予防事業の推進 介護保険施設の充実 高齢者生きがい活動の展開（シルバー人材センターの充実など） 住民自治組織活動への支援



5 安全で快適に暮らせるまち

ア. 道路交通体系の整備

主要道路の整備を進め地域住民が安全でかつ円滑に移動できる環境づくりを進めます。特に主要公共施設を結ぶ道路を整備し、新町の均衡ある一体的な発展を目指します。

また、新町は九州縦貫自動車道の菊水インターチェンジを有する流通拠点であり、熊本市と福岡都市圏を結ぶ重要な位置にあることから、地域外との交流や物流を促進するため道路網の整備を進めます。

ア 主要道路の整備

新町を縦断し主要な公共施設を結ぶ主要地方道玉名立花線を、骨格となる幹線道路として位置づけ整備を進めながら、菰田橋の橋梁改築についても新町の均衡ある発展のための事業として整備を目指します。

また、地域外との交流、物流の主要道路である国道 443 号、主要地方道の大牟田植木線、玉名八女線、玉名山鹿線を幹線道路と位置づけ整備します。さらに、県道の和仁菊水線、和仁山鹿線、電門菰田山鹿線も併せて整備を進めます。

イ 高速道路インターチェンジ等へのアクセス道路の整備

九州縦貫自動車道の菊水インターチェンジや南関インターチェンジ、九州新幹線新玉名駅や新大牟田駅など主要な交通結節点へのアクセス道路の整備を進めます。

ウ 生活関連道路の整備

住民生活に密接に関わる道路である町道については、国・県道へのアクセス道路の整備と集落間および主要公共施設への移動に欠かせない生活道路として整備を進めます。

イ. 情報通信基盤の整備

情報化が著しい現代社会にあって、情報通信技術の進歩に合わせた情報通信基盤の整備に努めます。

これらの整備にあたっては、主要公共施設、公的機関等の情報網を整備することで、住民への行政サービスやまちづくりなど幅広い住民サービスを展開していきます。また、観光情報や産業情報など地域情報の発信を推進します。

ウ. 公共交通の充実

新町域の広がりや高齢者の増加に対応した公共交通の充実が必要です。特に、赤字路線の廃止等が懸念される中バス路線の維持に努めるとともに、今後は主要公共施設との連絡を強化する循環バスや乗合タクシーなどによる新しい公共交通の取り組みを進めます。

エ. 魅力ある住環境の整備

過疎と少子高齢化が進行している状況にあって、住民の定住化促進は差し迫った課題です。新町は都市へのアクセスに恵まれており、地域の特色を生かした住宅や宅地の整備、生活基盤、周辺環境の整備など定住対策を進めます。

上水、下水、排水施設や生活道路など快適な生活基盤の整備を進め、既存住宅地の環境整備を推進するとともに、福岡都市圏を視野に入れた豊かな自然を生かした魅力ある公的住宅や宅地の供給に努めます。

潤いとゆとりのある生活空間を築くために、歴史公園や自然体験公園の整備を進めます。また、地域のコミュニティ活動や災害時の避難場所など多様な利用の観点から公園・緑地などを整備する地域に対しては支援に努めます。

オ. 消防・防災・救急体制の整備

災害に対する危機管理意識の徹底と消防や防災組織の強化を図ります。また、高齢者の増加や独居化などに対応した救急体制の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

町民の身体生命財産を守る消防団の団員確保と消防施設等の充実を図るとともに、幼・少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成や自主防災組織の結成のための支援、意識啓発を推進します。

また、災害に対する初動体制の強化、相互扶助体制の強化を図っていきます。

さらに、災害対策本部となる庁舎や災害時避難施設の耐震化と非常用電源設備、空調・電気設備、食糧及び生活用具等の備蓄など災害時における緊急避難のための整備充実に努めます。

緊急通報体制の整備は、住民の生命財産に関わる重要な機能であることから、防災行政無線の整備充実に図ります。

カ. 防犯対策の推進

多様化する犯罪の防止に向けた環境整備のため、防犯設備等（防犯灯、防犯看板、死角のない安全な住宅等）の改善・整備や地域における防犯組織の構築など自主防犯活動に対する支援や、防犯に対する啓発活動等に取り組み、防犯体制の充実・強化を図ります。

キ. 交通安全対策の推進

総合的な交通安全対策を推進するため、関係機関・団体と連携した効果的な交通安全意識啓発活動や交通安全運動への支援を行います。

◆「安全で快適に暮らせるまち」の主要施策

主要施策	主要事業
道路交通体系の整備	幹線道路の整備、生活道路の整備 交通結節点へのアクセス道路の整備
情報通信基盤の整備	情報通信基盤の整備
公共交通の充実	路線バスの利用促進 主要公共的施設を結ぶ循環バスや乗合タクシーなどの運行
魅力ある住環境の整備	住宅・宅地の造成 公園・緑地の整備に対する支援
消防・防災・救急体制の整備	防災行政無線の整備と充実 水利施設等及び消防機材の整備充実 防災意識の啓発、自主防災組織の活動支援 庁舎・避難施設の整備（施設の耐震化・非常用電源設備、 <u>空調・電気設備</u> ・非常食備蓄など）
防犯対策の推進	犯罪防止に配慮した環境整備 防犯意識の啓発、自主防犯活動への支援
交通安全対策の推進	交通安全教育及び広報啓発活動の推進 交通安全運動への支援

ア．農林業の振興

新町は典型的な中山間農村地域で、田・畑は河川に沿って展開し、果樹園は山間部にその多くが展開しています。また、山林は良質な木材の生産地であると同時に水源涵養地として重要な地位を占めていることから、景観保全や水源涵養などの多目的機能を守る活動の展開を推進します。

これらの農林業の振興については、農協、森林組合などの関係団体との連携を図りながら進めます。

ア 主要農産物の振興

基幹作物である米はもとより、野菜や果樹及び畜産などの生産性向上と消費者ニーズに対応した安全な農産物の提供に努めながらその振興を図ります。

イ 環境に優しい農業の推進

環境問題は社会の大きな関心事です。特に、農産物に対する消費者ニーズは「安全・安心」へと関心が高まっています。減農薬や有機栽培など環境に対する負荷を軽減し、安全で安心な農畜産物の生産を図るため、耕畜連携による堆肥の供給など関係機関が連携し、環境に優しい農業を推進します。

ウ 収益性の高い農業の推進（基盤整備・加工）

生産基盤である耕地、用排水路、農作業道路などの一体的な整備を実施するとともに、土地の集約化と土地利用調整を行い、生産コストの低減や耕作放棄地対策などを含む地域営農体制の構築を図ります。

農産物のブランド化や加工などの付加価値づくりを進めるための活動を支援します。

エ 担い手育成と営農組織の構築

次代を担う農業者を中心とした研修会や生産・経営の知識向上を図り、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業の構築を推進します。

また、女性と高齢者が取り組みやすい農業の支援を進めます。

オ 流通体制づくりと地産地消の推進

生産と流通との結びつきを強め、生産物の安定供給体制を築いていく必要があります。特に農協と生産者、行政の連携強化による PR と販路の拡大を図るとともに、都市と農村の交流事業を活した PR 活動を支援します。

また、地域産品を地域内で消費する地産地消の運動を展開して、地域経済の活性化を図ります。特に、学校や福祉施設などは、大きな消費が見込まれることから JA 等と連携し地域農産物を給食材として利活用できる体制を確立します。

カ 林業の振興

町土の 52.5%にあたる約 51.9k m²が山林です。森林の持つ多面的な機能を保全するための施策を展開するとともに、玉名森林組合や林業研究クラブと連携しながら優良木材の生産技術講習会の実施を図ります。また、「和水町公共建築物等における木材利用推進基本方針」に基づき、公共建築物等の木造化・木質化を進めるとともに、木材の持つ特性や良さを PR して需要拡大の促進を図ります。

地域林業にとって重要な役割を持つ森林組合と連携を密にしながら、林業の振興と担い手の育成など総合的な施策の展開を図ります。

キ 産業のネットワーク構築

農山村の地域資源を活かした地域づくり活動の一環として、観光や商業などの他産業と連携した交流・体験学習などのメニュー開発を進めます。

また、農産物の情報や地域イベント情報、農業体験情報などの提供に努めます。

イ. 製造業・工業の振興

新町に立地する企業等は、地域経済にとって大きな役割を果たしています。これらの企業等が今後も地域経済のけん引役として活動できるように支援します。また、地域の資源や環境を活かした企業誘致や起業支援も積極的に進めます。

ア 企業の誘致

交通アクセスの優位性を活かして立地条件を整え、地域の環境に配慮した企業の誘致を図ります。

イ 地場企業の育成と起業化支援

国・県の補助制度や融資制度の情報提供のほか、関係機関と連携した各種サービスの提供を展開します。また、公共工事への地元材や地元製品の活用を促進します。

地域資源を活用した特色ある産業の振興を図り、起業化のための情報提供などの支援を拡充します。

ウ 雇用対策

学校と企業の連携を深め、中・高・大学の生徒・学生を対象とした企業訪問やインターン制度の活用により、地元企業に対する理解を深めるとともに、住民対象の企業見学や学習会などを実施して地域と企業の結びつきを強め、雇用へとつながるような取組みを推進します。

ウ. 商業の振興

商業は地元購買の低下などにより空き店舗が点在している状況です。今後も商工会と連携して、地域住民の購買意欲を高めるための方策や空き店舗活用に資する方策を推進します。

ア 魅力ある店舗づくり

商工会との連携を強化し、消費者ニーズの調査や各種研修会、経営相談等を進め、魅力ある店舗づくりを支援します。

イ 空き店舗対策

空き店舗の活用対策については、商工業者と住民のアイディアや具体的な活動を募り、多彩な方面からの支援を図ります。

エ. 観光の振興

新町は、自然資源と歴史資源に恵まれており、これらの資源と地域の暮らしや文化などを組み合わせた観光振興を図ります。

特に、福岡など都市圏からの交通アクセスに恵まれた新町において、都市と農村との交流を視野に入れたツーリズム観光を中心とした体験型観光の展開を活発にします。



ア グリーンツーリズム

菊池川や里山の自然、江田船山古墳・田中城跡・豊前街道腹切坂などの歴史資源、肥後民家村や温泉施設を広く PR し観光事業を推進します。また、地域の暮らしや固有の文化を活用し、生活のリズムと地域の特性に合わせたグリーンツーリズムを展開します。

特に、農家民宿開業等の特区計画を今後も推進しながら、農家民泊、農業体験及び肥後民家村の工房などを活用した体験型の特徴あるグリーンツーリズムの推進を図ります。

観光客や体験者の受け入れ体制については、既存の肥後民家村や観光協会、商工会、観光施設や住民組織などが協力して、新町の観光振興に主体的に関わる体制づくりを支援します。

イ 広域連携

観光客の多様なニーズに対応するためには、新町を含む広域的な視点に立った対応が必要です。

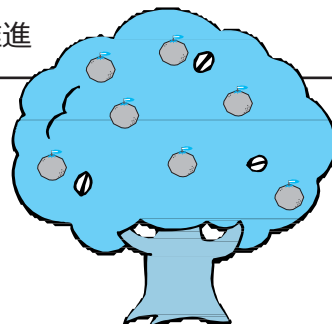
そのためには山鹿・荒尾・玉名地域等との連携による新たな魅力ある観光ルートの開発に取り組む体制づくりを進めます。

ウ 温泉施設の活性化

新町は温泉施設と物産館を有しており、それぞれの特色を生かして近隣のホテルや旅館、商業地との連携を深め、イベントの共同開催や旅行者の誘致など地域と施設の特色ある観光キャンペーンなどを推進し、活性化を図ります。

◆「活力と賑わいのあるまち」の主要施策

主要施策	主要事業
農 林 業 の 振 興	主要農産物の振興 有機農産物・特別栽培農産物の認証制度 農地の集約化と地域営農体制の構築 農業基盤の整備 農協、森林組合等との連携強化 農産物販売拠点の充実、地産地消の推進
製造業・工業の振興	交通アクセスの優位性を生かした企業の誘致推進 地場企業の育成と起業化支援 地元企業の PR 促進
商 業 の 振 興	商工会との連携による地元購買対策の推進 各種団体との連携による空き店舗活用の推進
観 光 の 振 興	異業種の連携強化によるグリーンツーリズムの推進 体験メニューの開発、交流体験施設の整備充実 温泉施設の活性化 近隣自治体との連携による広域観光の推進



4. 重点施策

郷土を築く自治プロジェクト

地域内分権と協働

新町の各地域の個性を尊重し、郷土愛と連帯感に基づく自治の構築を進めます。
町民が主役となり、地域が主役となった分権型まちづくりを実現していくために「自分たちの町は自分たちの手でつくる。」という気運を高め、行政は住民や地域の活動を支援しながら、自立した住民自治の形成を目指します。

具体的には、地域自治の確立を目指すと同時に、行政体制を地域内分権にふさわしい機構と支所機能の充実に努めることにより、まちづくりへの住民参画の仕組みと参加の機会を拡充し、住民と行政が協働して創る新町のまちづくりを進めます。

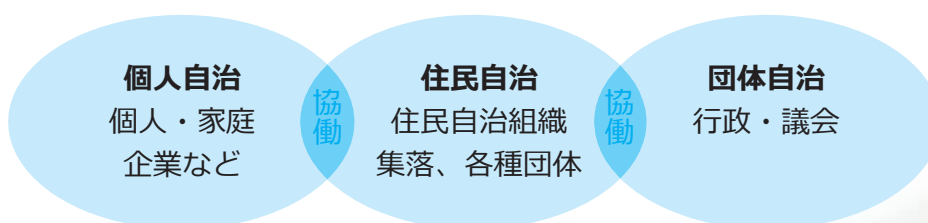
自治の確立によって身近な地域への関わりと同時にまちづくりへの参加意識が高まり住民すべてが郷土を築く担い手として活動することが期待されます。

- * まちづくり基本条例、情報公開条例の制定
- * 住民自治組織の設置促進と活動支援
- * 住民自治を支援する部署の設置と強化

○個人自治・住民自治・団体自治

これまでは行政が主体となって、国や県の関与のもとで全国的に画一的なまちづくりが進められてきました。しかし、国民の最低限度の生活保障や社会基盤の整備がある程度達成された今、地域の個性と特徴を生かした地域づくりが求められています。

新町においては、少子高齢化社会への対応や環境保全などといった地域を取り巻く様々な課題に、「補完性の原則」に基づき町民が積極的に取り組んでいけるように、「個人や地域でできること、行政がすべきこと」の棲み分けを明確にし、互いに支え合い、協働して新しい町を創造していくための地域自治・住民自治の仕組みを構築し、それを実現できる行政の組織体制づくりを進めます。



* 「補完性の原則」の考え方

「自分で自分のことを処理すること」を「自治」と言います(広辞苑)。個人や家族などの最小単位で処理することを「個人自治」、集落や地域などの中規模単位で処理することを「住民自治」、市町村や議会などで処理することを「団体自治」と定義すると、最小単位(個人・家族)で処理できないことを中規模単位(集落・地域)で、中規模単位で処理できないことを市町村などの規模で処理するというように、「互いの主体性を尊重しつつ、補完する(支え合う)。」という考え方です。

交流・対流促進プロジェクト

FUKUOKA との対流

福岡市は九州の産業経済の中心地です。新町は福岡都市圏から自動車で1時間の近距離にあることから、福岡都市圏との交流を促進します。

新町は豊富な地域資源に恵まれていることから、福岡都市圏をターゲットとした経済活動や対流活動が期待されます。特に、新町は菊水インターチェンジを有しており、福岡都市圏との対流には特に有利な位置にあることから、豊かな資源と伝承技術などやイベントを生かした対流事業を展開します。

- * 主要道路の整備促進
- * 域内巡回バスルート整備
- * 交通案内・誘導施設の整備
- * グリーンツーリズム事業の展開
- * 体験交流施設の整備充実
- * 修学旅行等の誘致事業
- * 特色あるイベントの開催
- * 福岡へのアンテナショップの出店
- * IT 関連企業・研究機関などの企業誘致

* 対流＝相手と対等な立場に立って、交流すること。

安心子育てプロジェクト

子育て支援体制の整備

少子化・核家族化や女性の就労の増大など家庭を取り巻く環境は大きく変わっています。そのため子どもの健康をどのように守っていくか、そして健やかに育てていける環境づくりが必要です。

子どもを安心して生み、育てられるように妊婦から乳幼児まで、きめ細やかなサービスができる健診体制を整備します。また、保護者の労働などによる勤務形態の多様化に対応するため一時保育の充実や昼間家庭に保護者のいない小学校児童に対しては、放課後児童クラブを整備しながら子どもの健全育成に努めるとともに、地域社会の中で健やかに成長できるような支援体制の整備に努めます。

- * 乳幼児健康診査の拡充
- * 子育て相談機能の拡充
- * 多子世帯への支援
- * 児童クラブの整備（学童保育）
- * 次世代育成行動計画の推進



新町における熊本県事業の推進

熊本県では、平成 12 年 6 月に策定した総合計画「パートナーシップ 21 くまもと」において、市町村合併を「21 世紀への挑戦プロジェクト」等に位置づけ、積極的に支援してきたところです。

この総合計画の地域計画編においては、荒尾・玉名地域の発展方向を「有明の郷づくり～『職・住・遊・学』の機能を備えた県北の拠点都市地域の形成～」としています。菊水・三加和の 2 町は荒尾・玉名地域の北東部に位置し、福岡県、山鹿市と接し豊かな自然と歴史的資源に恵まれた地域であり、農業や誘致企業による製造業を中心に発展してきました。

さらに、平成 24 年 6 月に新たな県の取組みの基本方針として策定した「幸せ実感くまもと 4 力年戦略」に基づき、基本目標とする「幸せを実感できるくまもと」づくりの実現に向け、市町村、企業や団体等、県民一体となって取組みを進めています。その中で、県内のどの地域にあっても幸せを実感できるよう、平成 23 年 12 月策定の「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」で示した各地域の取組みの方向性に沿って、地域の視点に立った戦略の展開を図っています。

また、新町の一体性の確立及び均衡ある発展に配慮し、新町が実施する各種施策に対し支援を行います。

ア. 分権と自立のまち

県と新町との協力関係を強化するとともに、新町と協議を行いながら県から新町への権限移譲を推進します。

また、地方分権により市町村の自己決定・自己責任が拡大することに対応し、町職員の人材育成の取組みへの支援を進めます。

地域独自の資源の活用や、地域に根付いた基幹産業の振興など地域の個性や生活者の視点を重視し、地域自らが考え、行動を起こす、住民の自主的・主体的な参加による地域づくりを支援します。

イ. 明日を拓く人材が育つまち

学校教育については、人間尊重の精神を基底におき、児童生徒の生きる力を育てるために、指導体制を確立し、学校間及び学校と家庭・地域社会との連携を強め、生涯学習社会を展望した特色ある教育を推進します。

また、社会教育については、市町及び関係機関とのパートナーシップを図りながら、①生涯学習の振興②家庭・地域の教育機能の活性化③生涯スポーツの振興などの取組みを進めます。

ウ. 自然と共生する環境に優しいまち

快適な環境の保全・創造のために、熊本県環境基本指針・熊本県環境基本計画に基づき、水環境保全対策、廃棄物対策、大気環境の保全対策、環境教育の推進など各種施策に取り組みます。

エ. すべての人が安心して暮らせるまち

地域保健医療計画、高齢者福祉計画、くまもと障がい者プラン、地域福祉支援計画等の各種県計画に基づき、新町や関係機関・団体等と連携を図りながら、すべての住民が健康で安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

また、九州看護福祉大学との積極的な連携により人材の育成に努め、地域福祉の向上を図ります。

オ. 安全で快適に暮らせるまち

新町域内外の交通の円滑化を図るため、国道 443 号、県道玉名立花線等の国・県道の整備に努めます。

また、生活環境改善のため上水道及び下水道（浄化槽等を含む。）の整備を支援します。

力．活力と賑わいのあるまち

ア 農林水産業の振興

農業農村整備事業などによる生産基盤の整備を推進するとともに、米、野菜、畜産などの主要作物の生産省力化と高品質化のため、新技術の普及などに努め、併せて加工食品の開発を推進します。

耕畜連携による土づくりと減農薬・減科学肥料栽培による自然循環型農業を推進し、安心な農畜産物としてのブランド化を図ります。

また、菊池川水系における魚類等水産資源の増殖保護対策を推進します。さらに、物産館、農林業体験などを通じて、生産者と消費者の交流拡大を図り地産地消を進め、市場のニーズに的確に対応できる競争力のある農林水産業の発展をめざします。

イ 商工業・観光の振興

新町には菊水インターチェンジがあり、福岡県と接しているという立地環境のメリットを生かし企業誘致を推進します。

また、玉名、鹿本、菊池、阿蘇地域等の温泉や観光施設等と連携した観光ルートの開発などによる観光振興を図ります。

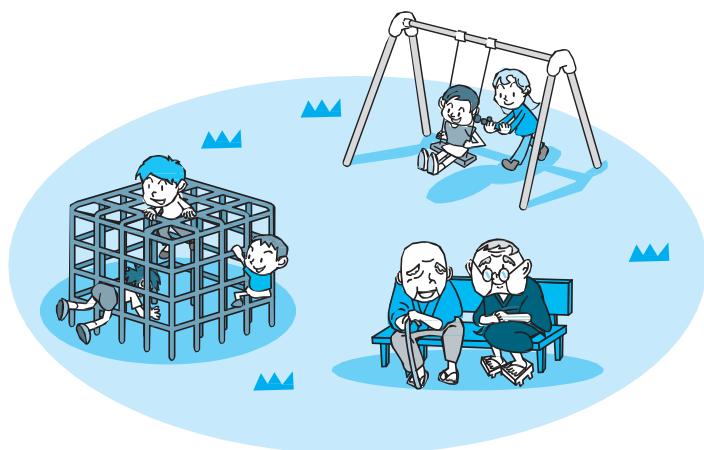
特に、グリーンツーリズム特区（農家民泊等）を推進しながら、農家民泊、農業体験及び肥後民家村の工房などを活用した体験型のグリーンツーリズムについても支援します。



公共施設の適正配置と整備

新町の公共施設については、地域の特性やバランス、財政事情等を充分考慮しながら適正な配置と整備を進めます。なお、配置にあたっては住民の生活に急激な変化を及ぼさないよう実状や利便性などにも充分配慮しつつ、人口減少や少子高齢化を考慮した公共施設の整理（廃止・除却等）、統合（複合化・集約化）、転用等に取り組めます。

特に、新たな公共施設の整備にあたっては、財政事業を考慮しながら事業の費用対効果等を充分議論するとともに、既存施設の有効活用を図り、効率的な整備に努めます。



1. 前提条件等

本計画は、合併後の平成 18 年度から令和 7 年度までの 20 年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る特例措置を見込み、一般会計ベースで策定しています。

なお、平成 18 年度から令和元年度までは決算額であり、令和 2 年度以降については現制度による見込み額を計上しています。

1 歳入

ア. 地方税

個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等があり、過去 3 年間の動向により見込んでいます。

イ. 地方譲与税等

所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、利子割交付税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金等があり過去 3 年間の動向により見込んでいます。

ウ. 地方交付税

普通交付税および特別交付税があり、国が定める地方財政計画を考慮して見込んでいます。

エ. 分担金及び負担金

過去 2 年間の実績により見込んでいます。

オ. 使用料及び手数料

過去 5 年間の実績等により見込んでい

ます。

カ. 国・県支出金

過去 5 年間の状況を基に、各事業の負担金、補助金及び交付金を見込んでいます。

キ. 地方債

新町建設計画における主要事業等を基に、地方債の活用を見込んでいます。

ク. その他の収入

財産収入、繰入金、諸収入があり、過去の実績等により見込んでいます。

2 歳出

ア. 人件費

人件費とは、議員報酬、特別職給与、職員給与、共済費等があります。

合併後、退職者の補充を抑制することにより、一定の効果を得ました。今後は引き続き抑制を続けていきます。

イ. 扶助費

扶助費とは、福祉関係の措置費や福祉医療扶助費の経費です。
現行の制度を基に高齢者福祉等の経費増を見込んでいます。

ウ. 公債費

公債費とは、主に建設事業を行う際に借り入れた借入金の返済金です。

令和元年度までの借入額に対する元利償還金に、令和2年度以降借り入れる予定の地方債の元利償還金を見込んでいます。

エ. 物件費

物件費とは、業務（ごみ収集や施設等の管理等）を委託する経費や事務の経費等です。

増加傾向にある中で、抑制を図ります。

オ. 補助費等

補助費等とは、一部事務組合や各種団体等に対する負担金や補助金です。

増加傾向にある中で、抑制を図ります。

カ. 繰出金

国民健康保険・介護保険・下水道・簡易水道特別会計等への繰出金です。

過去の動向を基に、現状維持を見込んでいます。

キ. 普通建設事業費

普通建設事業費とは、道路や施設の建設等を行うための経費です。新町建設計画における主要事業等を基に見込んでいます。令和3年度以降、普通建設事業費の抑制を図ります。

ク. その他の支出

維持補修費、投資及び出資金・貸付金等があり、過去の実績により見込んでいます。



財 政 計 画

1 歳入

(単位：百万円)

	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	合 計
地 方 税	801	886	894	856	897	807	827	824	823	802	867	891	895	932	880	878	877	876	875	874	17,262
地 方 譲 与 税	173	90	88	83	80	79	73	70	67	70	70	70	70	74	79	71	71	71	71	71	1,591
利 子 割 交 付 金	3	4	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	32
配 当 割 交 付 金	2	2	1	1	1	1	1	1	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38
株式譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	3	2	1	2	1	1	1	1	1	29
法人事業税交付金															3	3	3	3	3	3	18
地方消費税交付金	115	114	111	117	117	106	102	102	124	209	180	184	190	177	185	182	182	182	182	182	3,043
ゴルフ場利用税交付金	13	13	13	13	11	11	11	12	12	11	10	12	11	11	11	11	11	11	11	11	230
自動車取得税交付金	31	29	27	17	13	11	16	12	6	9	12	17	17	9							226
環境性能割交付金														2	10	10	10	10	10	10	62
地方特例交付金	20	7	11	15	20	19	2	2	2	2	2	3	3	14	3	3	3	3	3	3	140
地 方 交 付 税	3,077	3,170	3,334	3,385	3,617	3,531	3,522	3,514	3,500	3,564	3,522	3,255	3,195	3,111	3,065	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	65,347
交通安全対策特別交付金	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	36
分担金及び負担金	76	63	57	58	54	55	59	53	53	46	59	137	54	46	84	51	51	51	51	51	1,209
使用料及び手数料	46	49	50	47	49	52	51	54	55	55	54	55	61	59	46	54	54	54	54	54	1,053
国 庫 支 出 金	260	230	405	1,013	773	585	530	1,101	571	488	683	799	758	1,017	2,268	650	650	650	650	650	14,731
県 支 出 金	446	434	262	400	376	408	406	523	480	774	471	620	477	489	742	480	480	480	480	480	9,708
財 産 収 入	25	14	14	15	12	12	23	9	11	8	9	8	15	52	10	9	9	9	9	9	282
寄 付 金		1	2	1	6	4	5	4	3	5	4	15	9	57	100	57	57	57	57	57	501
繰 入 金	22	18	35	57	34	26	64	21	195	20	11	129	170	134	627	466	492	473	432	749	4,175
繰 越 金	232	364	405	320	467	381	467	705	1,032	902	1,002	985	980	984	433	0	0	0	0	0	9,659
諸 収 入	113	41	53	38	53	196	59	38	45	52	44	60	35	57	56	50	50	50	50	50	1,190
地 方 債	585	548	777	651	819	948	1,377	974	997	490	531	778	970	1,400	1,294	935	935	600	600	600	16,809
合 計	6,043	6,081	6,545	7,093	7,405	7,237	7,600	8,023	7,987	7,517	7,535	8,022	7,917	8,632	9,902	6,913	6,937	6,583	6,540	6,857	147,369

(注)表示単位未満を四捨五入しており、表示において合計が一致しない場合がある。

2 歳 出

	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	合 計
人 件 費	1,112	1,156	1,121	1,134	1,025	1,086	1,092	1,062	1,076	1,136	1,131	1,106	1,099	1,068	1,153	1,157	1,160	1,164	1,167	1,171	22,376
扶 助 費	452	495	508	571	676	676	726	751	844	891	911	905	876	832	930	928	928	928	928	928	15,684
公 債 費	901	904	899	850	781	742	715	775	856	955	974	940	926	924	991	962	993	998	952	911	17,949
物 件 費	661	621	596	685	592	738	600	631	692	655	685	605	629	657	893	650	650	650	650	640	13,180
維持補修費	43	38	52	15	112	80	88	77	62	183	145	127	54	40	97	110	110	110	110	110	1,763
補 助 費 等	706	819	1,002	983	967	927	928	1,047	1,189	1,211	1,001	1,111	1,160	1,056	2,571	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	22,228
積 立 金	301	258	510	440	1,287	844	645	361	713	169	93	45	10	45	43	6	6	6	6	6	5,794
投資及び出資金・貸付金	41	44	50	57	86	121	49	50	62	43	33	52	42	45	43	43	43	43	43	43	1,033
繰 出 金	533	553	639	674	692	695	683	676	675	706	774	743	685	689	849	722	722	722	722	722	13,876
普通建設事業費	698	740	847	1,178	790	807	1,310	1,553	902	546	698	1,146	1,352	2,046	1,244	1,089	1,079	716	716	716	20,173
災害復旧事業費	231	31	1	40	15	55	58	9	14	21	107	262	99	187	1,067	136	136	136	136	500	3,241
予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20
合 計	5,679	5,659	6,225	6,627	7,023	6,771	6,894	6,992	7,085	6,515	6,551	7,042	6,933	7,590	9,902	6,913	6,937	6,583	6,540	6,857	137,318

(注)表示単位未満を四捨五入しており、表示において合計が一致しない場合がある。